

全米販では、農水省が実施した「戸別所得補償制度」に関するパブリックコメントに対し、次のとおり意見を提出しました。

平成21年11月10日
全国米穀販売事業共済協同組合

戸別所得補償制度等についての意見

1 戸別所得補償制度全般についての意見

本制度は、生産者の選択の幅を広げ、米生産の活性化を促し、消費者等のニーズに即した米作りにつながるものと評価する。

2 米戸別所得補償モデル事業についての意見

(1) 生産調整との関係

米については、需給及び価格の安定を図ることが引き続き重要であるので、次のような仕組みとすべきである。

- ① 補償対象米価水準については、生産調整の実効性向上につながり、全国ベースで生産が「生産数量目標」を大きく上回ることとならないよう設定すること。
- ② 所得補償の対象は、あらかじめ配分された「生産数量目標」に即した生産を行った販売農家に限定し、その確認は厳正に行うこと。

(2) 定額部分の水準

不作による販売価格の高騰時において過大な補填とならないよう、定額部分の水準は補償対象米価水準の1割相当程度にとどめること又は販売価格が全算入生産費相当を超える場合には、定額部分を交付しないこと。

(3) モラルハザードの防止

交付総額に上限を設定するなど、本事業の補填を見込んだ販売事業者・実需者の値下げ要求とその安易な受入れを抑止できる制度設計とすること。

(4) 豊作による生産オーバーへの対応

豊作による生産オーバーが発生した場合に備えて、本事業参加者と不参加者との公平性を確保しつつ、米価暴落防止対策を別途講じること。

(5) その他

- ① 本事業と水田経営所得安定対策の収入減少影響緩和交付金との関係を明確にすること。
- ② 本事業の生産調整の実効性確保、稲作経営の規模拡大への効果を検証の上、必要に応じて大規模経営生産者に対する加算措置を導入する方向をあらかじめ明示すること。

3 水田利活自給力向上事業

(1) 自給率向上につなげる措置等

- ① 通常以上の肥培管理を行い、出荷・販売され実需に結び付いたものに交付対象を限定すること。
- ② 特に、新規需要米、加工用米については、確実に所期の用途に供されるよう、出荷・販売段階における確認を厳正に行うこと。

(2) 生産調整との関係

対象作物と主食用米の経営収支試算比較を経営類型や経営規模別に提示し、交付単価が「主食用米並の所得を確保し得る水準」であることを生産者に明らかにすること。

なお、対象作物の生産拡大効果が不十分と生産者に受け止められる場合には、交付単価の増額等の措置を講ずること。